

宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について（女性自立支援施設）

1 内容

宮城県福祉サービス第三者評価基準（以下、「評価基準」という。）は、厚生労働省の評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」及び「高齢者福祉サービス版」等の福祉サービスごとに設定している。

女性支援事業については、平成18年6月に婦人保護施設版のガイドラインが策定されているが、本県では婦人保護施設版の第三者評価基準を設定していなかった。

令和6年4月1日付けで「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されたことに伴い、国において女性自立支援施設（旧婦人保護施設）に係る評価基準の検討がなされ、令和7年6月3日に女性自立支援施設版のガイドラインが示された。

女性自立支援施設は、「女性自立支援施設運営指針」により3年に1回以上の第三者評価の受審が努力義務となっており、第三者評価を受審できる体制を整備する必要があることから、新たに「女性自立支援施設版」の評価基準を設定するもの。

2 女性自立支援施設版の評価基準の設定方針

ガイドラインが設定されるにあたっては、各福祉サービスの評価が効果的に実施されるよう、また、ガイドライン本来の趣旨が変わらないように配慮して所要の見直しが行われており、従来から各福祉サービスにおける本県の評価基準はガイドラインに沿って定めてきたことから、女性自立支援施設についても同様の取扱いとする。

なお、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、令和8年1月に実施される評価調査者継続研修を行った上で、令和8年4月1日から施行する。

3 設定スケジュール（予定）

令和8年1月8日	委員会での審議
委員会終了後	各委員からの意見取りまとめ等
令和8年1月下旬	評価調査者継続研修（設定基準の内容を反映）・通知発出
令和8年4月1日	設定基準施行

○女性自立支援施設

女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行う施設。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。